

イギリス封建制の法的性格：英國不動産法研究序説

黒木, 三郎
九州大学法学部：助手

<https://doi.org/10.15017/1259>

出版情報：法政研究. 18 (4), pp.60-90, 1951-03-10. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

イギリス封建制の法的性格

——英國不動産法研究序説——

黒 木 三 郎

- 一 はしがき
- 二 封建制度フューダリズムの法的性格
- 三 イギリス封建制の特質
- 四 征服前封建化の基礎過程（以上本號）
- 五 封建的不動産法理の体系素描
 - (一) 土地に關する裁判方法
 - (二) tenure 土地保有條件
 - (三) villanagium 農奴保有
 - (四) estate 期間不動産物權
 - (五) seisin 占 有
- 六 むすび 歴史的意義

われわれが、イギリスにおける財産法の研究に入門するために、英法の教科書に眼を通すとき、それはかならず、コモンローとエクイテイの史的発展及び物的財産權 (Real Property) と人的財産權 (Personal Property) の史的關係について必ず若干のページを費しており、その結論として一九二五年立法によつて改正統一された點を列記してあ

るのを見ることが出来る。しかしイギリスの財産法は、その歴史的推移の理解なくしては、到底現行法の意義を探ることはできない。それは、イギリスの現行法が、コモンローの傳統を中心とした判例法主義に由り、一九二五年で制定された一連の制定立法にも拘らず、それが古き革袋に新しき酒を盛る式のものであつて、從來の存在した規則を consolidate し reform したが、codify したものでない以上、未だその封建的形骸を全く脱却してゐるとはいふ得ないからである。⁽¹¹⁾従つてイギリス不動産法の理解のためには、その歴史的考察は必須の要件であらう。⁽¹²⁾

しかしながら、法制度の歴史的考察は、ややもすれば、單なる法制的資料のら列にすぎないか、歴史的術語の解釋におわることになり、深くその下部構造との連關を忘却するおそれなしとしない。近時の日本法學が、從來の解釋法學にあきたらないで、法の實態構造を把握する法社會學全盛の活況を呈し、一部のマルキスト法學者によつては、唯物史觀にもとづく法の社會科學化が企てられつつあるとき、法史學もまた、具体的な社會の構成史的發展の中に現存した法制度を、その由つて來たる下部構造、並に社會の支配的組織たる國家權力機構との連關の下に、具体的に把握することによつて、社會構成の一要素たる法制度が、いかなる機能をもち得たか、または、社會的發展史的法則にとつて、いかにそれを促進し、或は阻止し得たかを見ることは、緊急の要請であると思われ⁽¹³⁾る。蓋し私は法社會學を以て、鎖狀に連續する歴史的因子の、或る時期における法的構造の横斷面を對象とするものであると考へ、法の歴史的構造を對象として、社會的發展史的法則を發見することを以て、法史學の課題と考へるものである。

いま、イギリスにおける不動産法の歴史的發展を研究することを以て目的とする本稿は、先づコモンローの傳統がいかなる社會的狀態の下に生じ、漸次固定化するに至つたかを見なければならぬ。即ち一〇六六年、ウィリアムによるノルマン人の征服がもたらした土地制度は、當時ノルマンジーに於て行われていた極めて封建的な土地法理論を、そのままイギリスに移植したといわれており、その後約二百年間に汎つて完成された封建的不動產法理が、コモンロ

説 論
1の傳統を形成したのである。しかしながら、ノルマン征服以前においても、漸次封建化の傾向を辿りつゝあつたことは明らかであつて、その過程の分析にも眼を掩うてはならない。本稿は先づフューダリズムの法的考察から初め、イギリスにおける特殊的性格を論じてのち、具体的に土地制度の封建化していく基礎過程と、コモンローとして確立するに至つた不動産法理の体系的性格を見ていきたい。

(一) 高柳賢三「改正英國不動産法概観」法協四四卷三號(「現代法律思想の研究」所收)は一九二五年立法によつて若干統一的に改正された現行法を要領よく概観してある。

(二) わが國における英國不動産法に關する研究は(一)の外次の如きものがある。

高柳賢三「封建的背景とコモンローの不動産法理」(法協四五卷四號、五號)

同 「封建的不動産法破壊過程におけるエクイテイ法理の作用」(法協四六卷一號)

同 「英國に於ける信託法理の歴史的發展」(「現代法律思想の研究」所收)

同 「相續思想と改正英國相續法」(「現代法律思想の研究」所收)

玉井 茂「英法に於ける借家權及び借地權」(法學新報四六卷六號、九號、四七卷二號)

同 「英法に於ける土地所有權の分割」(法學新報五一卷十號、十二號)

土方 寧「英法のセットルメントに就て」(法學新報四〇卷七號—九號)

豊浦與七「英法上の Dower」(法學論叢十四卷)

同 著「英國衡平法と信託制度」

宮本英雄「英米信託法に於ける受益權の發達及び性質」(法學論叢十三卷、十五卷)

田中和夫著「英米私法概論」(第二編財産法一一二頁—一二七頁)

(三) 「封建制成立史序説」の著者世良晃志郎氏の最近の業績は法史學を社會構造の面より分析的に論究せられており、從來社會

史學、經濟史學に委せてあつた封建社會の構成史的研究を、法學の立場より著手されたものとして注目される。「古典的ダ
ルントヘルシャフトの構造」(法學十四卷四號)

二

封建的制度 (feudalism) とは 一体何であろうか。この漠然たる間に對しては、社會を構成する諸要素のうち何に
基準をおいて概念規定をするかが先づ問題であり、上原專祿教授は二つの論文⁽¹⁾⁽²⁾によつて、わが國に從來行われ來つた
封建制度概念の系統を三種に分類せられ、更にその混雜した概念の學問史的研究を要望されているが、西歐の學者に
よつても未だ統一的な把握はなされていない。しかしながら、こゝでは下部構造を念頭におきつゝ、その法的性格の
みに局限して考察をすゝめたい。さきに上原教授も「西洋中世に於て、國家法制及び特別法として實在していたレー
エン制度及びレーエン法、並に此の制度と特別法とに關する西歐諸學者の見解を基準として形成せられた封建制度概
念」を以て、封建制度概念の學問史的三系統の中の一つとされており、更にイギリスの史家ケムによれば封建制度⁽³⁾の
概念の理解について、社會史、經濟史、法制史、憲法史などの史家は夫々異つた見解をもつており、「法制史家にと
つては、最も重要なことは契約^{コントラクト}的關係^{リレーションシップ}ということであり、土地が奉仕^{サービス}の保證となり、用具となり、報酬と
なるのであつて、かゝる條件的土地保有が確立し、身分が土地保有によつて決定されない限りは、封建制度⁽⁴⁾の存在
を認めない」としている⁽⁵⁾。いうまでもなく、feudalism の概念は fief, Lehn に關連して發生したものであるが、そ
れが中世特に十世紀から十三世紀に至る西歐の社會制度を漠然と表現した言葉であつて、資本主義的生產様式の支配
する社會を資本主義^{キャピタリズム}という如く封建的生產様式の支配的であつた社會を封建主義^{フエーダリズム}と云い得るのである⁽⁶⁾。いま暫く代表
的法制史家メイトランドの言葉に耳をかそう。即ち彼によれば、封建制度⁽⁷⁾とは、

論 說

「主たる社會的紐帶が領主 (Lord) と臣下 (man) との關係に存するような社會の狀態である。すなわち、一方領主にとつては、保護と防衛とを意味し、他方臣下にとつては、擁護と軍役をも含めた奉仕と畏敬とを意味するような關係に存する社會狀態である。そしてかゝる一身上の關係は、不可分的に、一つの財産上の關係、すなわち土地保有 (tenure of land) ということに含まれている。それはすなわち、臣下は領主から土地を下封されて保有し、その土地に附隨する義務としての奉仕の義務を負い、他方領主はその土地に對する主要なる權利を有するということである。かくて土地についての完全なる所有權 (ownership) が臣下と領主との間に分割されている——と稱して差支えない。次に領主は臣下に對する司法權を有し、彼らの出訴すべき裁判所を設ける。司法權は財産、すなわち領主が土地に對して有する私權と考えられる。國家組織とは以上のような諸關係の体系である。その最上位には万人の領主たる王が位し、王の下には彼の直接の臣下、すなわち直接受封者 (tenant in chief) が存し、この者は更に次の受封者の領主であり、この受封者は更に次の受封者の領主となり、かくて最下位に存する土地保有者にまで至る。最後に、他のすべての裁判所がその領主の臣下によつて成り立つように、國王の裁判所も直接受封者によつて成り立ち、王に對する何らかの憲法上の牽制が存するものとすれば、それはこの受封者の一團によつて行われる」。(四) また他の箇所では、封建制度は八、九世紀から十四世紀までのフランス、イタリー、ドイツ、イギリスの歴史を表現する概念であり、その用法は漠然としており、此の時代の特色は、土地の貸手 (letter or lender) と借手 (hirer or borrower) の關係ではなくて、領主と家臣との關係であり、むしろ此の二つの關係の結合であると述べている。(五) 更にこの社會では「公的權利と義務の至て又は大部分が、土地保有條件と密接に織り混つており、その中で政治的組織——財政的、軍事的、法律的——が私有財産に關する法の一部をなしている」。(六) メイトランドによれば、全く分權的な理想的な封建制度はフランスに見ることができ、イギリスにおける封建制度はその土地保有理論に於ては一時四方の土地と雖も嚴格な適用を

受け、フランス、ドイツに於て見られる自由所有者 (allodial owners) は認められず、また土地保有の附帶義務は他の何處よりも嚴格であつたが、他方公法的關係、すなわち臣従の義務は直接の領主と臣下の間だけに存するのではなくて、領主の分權的地位は認められず、一切の臣下は先づ王に對して臣従の義務を負うために、彼はイギリスにおける封建制度を以て、理想的封建制度に對して制約を加えたものとしてゐる。(七)

以上は大體、封建制度についてのメイトランドの説であるが、いま封建制度の概念をその法的性格の面から要約すれば、それは不動産物權法即ち土地保有理論を中心とする社會組織であり、feudalism は feudum, fief, feud に語源を有しており、下級者が上級者の借地人 (tenant) となる土地保有關係を中心とし、私有財産としての土地所有權というものはあり得ず、土地に權利をもつた人は全てその單なる保有者 (holder) であつて、所有者 (owner) ではなかつた。而も此の tenure という土地保有條件は、その初めに課せられた特殊の奉仕義務 (service) を tenant が果す限りにおいてのみ存續し得るとしう lord と vassal の條件 (condition) である。従つて、tenant は一定の service を法的に義務づけられてゐると共に lord も亦土地を holding せしめることを法的に義務づけられており、權利義務の相關々係 (reciprocity) を承認せしめられてゐると云ふ得る。(八)

かゝる法的性格を以て表現せられる封建制度には、一般に如何なる生産關係が見出されるであろうか。即ち封建社會においては、生産手段たる土地が、大土地所有制度に基いて領主階級によつて所有 (保有) せられ、他方一切の生産労働が身分によつて隷屬の地位にある農民階級によつて擔當されたのであり、土地は王及び世俗領主、教會、僧院、僧侶等の階級の支配に屬し、それと共にかゝる領主階級には、政治上司法上の強力な權力が付與されたのに反し、土地に緊縛されたる農奴たちには、各種の労働が強制せられ、貢租賦役の義務と苛酷な裁判が與えられた。レーニンは、封建制の特徴を、封建的地主と農奴の基本的社會階級の分裂に置いており、「奴隸所有者が、奴隸を

その財産と見做し法律がこの見解を保證し奴隷を完全に奴隷所有者の所有に屬する物品とみなしたのに對して、農奴制にあつては、階級的抑壓、隸屬が依然として存続したが、封建的地主は物品としての農民の所有者とは考えられないで、ただ農民に労働を要求する権利をもち、農民を強制して一定の賦役に従わしめることを得るにすぎなかつた。^(九)而も「農奴制の特徴は、農民が土地に繋がれていたことであり、農民は一定の日數だけ地主から委託された土地で自らのために働くことを得たが、そのほかの時は農奴はその地主のために働いたのである。^(一〇)」「そこでは、社會の壓倒的大多數——農奴——が、土地を所有しているほとんど無に近いほどのごく小數者——領主——に完全に依存していたのである。」^(一一)

また、ソ連百科辭典によれば、封建制構成態の特徴は、「主要なる生産手段（土地）が大地主の所有であり、直接の生産者（農民）は土地に縛りつけられて生産用具はもつていないことである。封建的搾取のよつて立つ基礎は經濟外の強制、農民の地主への個人的從屬關係であり、農民が土地に縛りつけられていることである。」更に「直接の生産者は、労働生産性増進の刺戟を全く失つていくわけではないから、奴隷制構成体に比して進歩的体系である。しかし、封建的所有は零細地耕作者に對し、生産力がある限度まで發達させる可能性を供し乍ら、同時に小經濟の自由なる發達のために根本的な障害となつた。かくて生産力と生産關係との矛盾は農民の零細經營と封建的所有との矛盾として現われ、この矛盾のために小農經濟は自由なる發達をとげることが出来なくなつた。この根本矛盾の發展は封建的生產關係を表現する先資本主義的地代の進化としてあらわれる。」として次に地代形態の發展を、勞役地代、現物地代、貨幣地代として陳べている。^(一二)

いかなる社會も、それと前後する社會に比して、全く載然たる區分をすることが出来ぬように、封建社會も亦それに先行する原始共同体的、または奴隷制的生産關係の諸矛盾の發展した社會關係であるから多分にそれらの遺制を内

包している。大土地所有地にも、共同体そのものが私有化した場合が多く、ローマ帝國の崩壊に伴う社會の混亂は、自ら進んで自己の安全を確保する目的のために私有地を寄進して、より強大な領主の保護を求めらるる必要に迫られ、強大な領主は益々領地を擴大し、此れまでの土地所有者は逆に上級領主から封地を受けて保有するようになり、その反對給付として奉仕サービスの義務を負わされた。また、既に大土地所有者たるものは、多くの労働力を所有するから、共同体の共有使用地であつた森林、草地、牧場などを私有化し、それらに於ては、なお共同体時代の社會關係を保存していた。蓋し、歴史の發展は、先行する時代の社會的諸矛盾が辨證法的發展をとげて、次の社會制度に轉化してゆくのであり、いかなる社會も、純粹にその時代的特色のみに終始してゐるわけではなく、先行する時代の遺制を殘存してゐると共に、それは、やがて發展していく次の社會制度の特色を異質的なものとして内包してゐるのである。

西歐の封建制度フエーダリスムは、我が國の場合と違つて、土地關係が封建關係を成立せしむる不可缺の要素であつて、それは一切の支配組織の中心をなすものであるが、封建制度を領主權の成立として理解すれば、土地所有、人間の所有、政治上の諸權利(一四)(特に司法權)の專有という要素に分析される。而も、政治上の諸權利は、土地所有の屬性と考えられるから、基本的な要素としては、土地所有と、人間の所有という二つの關係、即ち土地封建關係と、一身上の臣從關係であつて、此の二つの關係は、封建社會の上層から下層に至るまで一貫して認められる。然し乍ら、此の關係は勿論、支配階級と被支配階級との間では、根本的にその經濟的性格は異つており、支配階級の間における土地保有は、それに對する反對給付が、労働でない何らかの奉仕を提供するのに對し、農奴制度という社會經濟的意義をもつ被支配階級の間には、労働としての賦役、又はそれに代るものであつた。而も、支配階級の間における土地保有は、自由なる身分に基く契約として成立し、封與される土地は、諸種の政治上の權利を含み、所謂領主權の設定を意味するものであるが、被支配階級に於ては、土地への緊縛を意味し、賦役乃至貢租を要求する組織であつた。此のように

見れば、封建關係の性格を通じて階級的にも二つの階層を見出すことができる。

封建社會における階級分化は、資本主義社會における如く、生産關係のみによつて規定されるのではなく、生産關係に根本的な規定を受けつゝも、支配階級においては、恩貸地制 *Beneficialwesen* と従士制 *Vassallitat* を基本的性格とし、被支配階級においては、領主の家長支配權 *Seniorat* に對して隷屬的に歸屬する身分上の不自由を基本的性格として、階級は分化する。此の關係は、前者においては、公法的權力が私法的な契約上の權利に轉化することを意味し、後者においては、領主權が單なる家長的權利に止らずして、公法的な主權としての性格をもつに至り、而も此の階層は國家的公民權を認められない不自由民である。

支配階級における臣従關係は、社會の封建化の過程においては、扞身 *commendatio* の關係として見られるが、封建体制の確立した後においては、臣従 *homage* の關係として見られる。元來封建社會の主従關係は、社會的並に經濟的に、地位の弱い人間が有力なる者に對して一身上の保護を求めることから發生したので、そのためには一定の儀式を要し、それは一身上の關係のみならず、同時に土地上の關係を含むものであつたから、物的權利の授與を示す行為が、臣従の儀式においては不可缺であり、従つてそれは、土地の封與と受封、すなわち土地保有條件と結合する。かゝる封建關係は、原則として契約であり、相務的であるから、主従兩者にそれに伴う義務が要求された。即ち、領主側における保證と保護、臣下側における忠誠と奉仕の義務の履行は強く要求された。特に臣下の義務は、公法的權力を以て無條件的に要求され、此れに違背することは重罪 *felony* を構成し、封地は沒收された。尙臣下の義務は、信義忠誠の道德的義務のみでなく、封建的土地保有の附帶義務としての諸種の義務を含んだ。此に反して、領主の義務は、大陸においては領主の保護が、臣下の期待に反して苛酷に待遇すれば、臣下はその所領を退去すること、或は臣従を拒否することさえ認められた。中央集權的性格の強いイギリスの封建社會においても、此れに類する規定はへ

ンリ―法典に見出され、又マグナ・カルタ發布の一原因としてのジョン王の壓制、即ち封建的慣習として認められた臣下たる諸侯の權益の侵害に對して、諸侯の行つた忠誠の拒否も、封建關係の双務性を示している。^(一六)然し乍ら、このような臣從關係は、公法上の保護が欠缺している時代に於て發達したものであつて、國家權力の増大、公法の發達によつて、必然的にかゝる私的保護關係は不用となり、公法的要素は次第に脱落して純粹の私的關係に推移し、その結果、臣從關係と密接に結び付いていた土地關係のみが殘留することになつた。即ち、こゝに於て封建制度は、土地保有關係を法的に組織する不動産物權法を中心とする社會制度、全ての公法關係が不動産法の一部として成立する社會組織と云いかえることが出来る。この場合問題となるのは、隸農的地位にある不自由民が、一切の自由を制限せられて、土地に緊縛せしめられている場合に於ても尙、双務契約的關係があつたかといへば、勿論近代的意味に於ける契約概念の適用は當らなくとも、領主の家畜や動産に等しく取扱われていたといふことはなく、隸農は緊縛せられた土地に於て耕作しうる權利をもち、その限りにおいてのみ賦役、貢租を提供し得たと考えられる。然し乍ら、その場合における双務的權利義務關係は「領主の意思に於て」慣習的權利と領地を保有せしめられたのであつて、支配權力に拘束され服屬していたことは論を俟たない。^(一七)

尙、封建的制度の概念をその法的性格の面から考察したわが國における最近の研究では、堀米庸三氏の「西洋における封建制と國家」及び世良晃志郎氏の「西洋封建制の基本的性格」(思想三〇二號所載)並に久保正幡教授の「封建關係の法的性格」(思想三〇八號所載)がある。

論 說

先づ、堀米氏は封建制をもつて知行制 *Lehnswesen* としており、封建制における社會經濟的基礎である領主對農民の關係を封建制概念から除外して家産制 *Patrimonialismus* の概念を以て理解されているが、この點は社會經濟史的に問題とされる點であるが、領主と封臣との知行授受即ち封地關係を、今日 concepts を以てすれば純然たる私法關係

であると断じてある點について、久保教授は前記の論文において、「封の授與がかりに本質に於て土地の貸與という私法的關係であるとしても、その私法的な關係は同時に國家權力の行使の委讓という公法上の機能を營んだことを見逃してはならない」として、封建關係を一面で私法的であると同時に一面で公法的な關係であると批判されている。^(二八)尙また、封建關係が人と人とのつながりであること、即ち封建關係の人格的性質に對しては、第一に封建關係は主君と家士との間の契約 *Lehnvertrag* によつて成立する法律上の關係であつて、この關係において、主君の人格のみならず家士の人格も、契約當事者、契約上の權利義務の主体者として承認されていること、第二に封建關係は主君から家士に對する封の給與（貸與）という物的關係に盡きるものではなく、家士は主君に一身を托して奉仕し、主君は家士の一身を保護するという人格的な結合關係であつて、殊にそれは元來は主君にとつても家士にとつても、一身專屬的なものであつて、相續人にも無條件には承継されぬほどの極度に人格的な關係であつた……と久保教授は解されて、各個別的な人格的結合關係の連鎖によつて封建制の身分階層的支配組織が成立したのであつて、堀米氏の「ある封建的支配權に對する被支配の團體なるものは存在しえない」という表現の曖昧さを鋭く法的立場から批判されている。

次に、世良氏が前記論文において、封建關係における主従間の相互的雙務的な誠實義務の存在の重要性、封建關係が誠實關係であることを強調される點について、久保教授は、その誠實關係は單に道德的な義務でなく、すぐれて法律的な義務であつたと云われる。そして、西洋中世における法が、いかなる權力よりも上位に君臨し、いかなる權力者も、國王や皇帝のごとき國家權力者といえどもすべて、法の規律の下に服すべきもの、とされたところの *rule of law* の理念を述べて、世良氏が「客觀的法秩序に對しては、封主も封臣もともに對等にこれに服する義務を負つたということが出来る」とされる點に同意しておられる。そして、誠實義務とはまさにかような封建關係における

「法の支配」の原則を具現するものに外ならないと説かれる。そして、此の誠實義務の法的性格の強調は、わが國の場合において、從者の一方的奉仕勤務のみが存した所謂奉公關係と對比して、日本の主君の義務が道徳的なものに基づき、西洋における如く *feudal contract* が存在しなかつたこと、西洋の封建關係が法律關係であるのに對して、日本のそれが事實關係にすぎず、封主はともかく封臣は法律的權利をもたなかつたことを指摘されている。かくて、久保教授はその結論として封建關係の法的性格を列擧される。即ち、第一には封建關係は法律上の契約關係たること、第二にそれは私法的關係であると共に公法的關係であること、第三に人的物的兩面を含有する關係であり、封建的支配は人に對すると共に物（土地）に對するものであること、第四に封建法はその基本的性格においてあくまでも法として中立的性格を有し、現實の實力關係によつて集權的にも分權的にも作用するから、動的に究明することが必要であること、を述べておられる。

中世における此のような封建關係は、法律關係というまことに合理的な契約的關係によつて封主と封臣が結合される組織となり、法至上主義的觀念を以て客觀的に秩序化せられ、一見破壊を許さざる如き合理的秩序化を行うことによつて、支配階級の強固なる階層的支配体制が確立されたと見られる。従つて、それは單なる法的關係という契約的合理精神の所産とのみ見ることを以て満足すべきではなく、階級支配的搾取關係が西洋封建制においては、しかく法的擬制を以て臨まれたということである。彼らは法の下に人格的に自由平等獨立であるのではなくして、法至上主義的觀念を以て統制される國家体制の下に、支配階級殊に君主も亦従わねばならぬ法は、そのまゝ決して彼らに不利を招くものではなくして、法に従つて統治することによつて反つて經濟外的搾取を推進し得るものであつた。従つて被支配階級の力の弱い農奴のごとくに對しては、彼らの既存の慣習的權利が領主の利益に著しく反するとき、領主はその恣意の下に慣習的權利を制限し得たのである。^{八九}

論 說

従つて、日本の場合のごとき法的にまで成熟しきれない處の弱小な力しかもたない被支配階級對強大な支配者權力との關係などは違つて、封建法の最も徹底したイギリスに於ては特に、大多數の生産者階級_{II}農奴に至るまで法の下に合理的支配に屈從したのである。法的にジャステイファイせられて壓制の下にあつた彼らにとつては、例えばジョン王の如く、臣下に對してその法的義務を守らざる時は、マグナ・カルタという法的證文を獲得することによつて、彼らの法的權利を守りおおせることができたのであつて、政治權力の奪取という方向をとるに至らなかつたのは、封建制度が中央集權的權力と結托して徹底したイギリスにおいて、特にその法的合理性の優位即ち法至上主義を意識されるのである。

補 說

封建制度を、封建的法制度の支配体制とみる法制史の見方には勿論限界があつて、嚴密な意味で法的性格の認められるのは直接生産者階級である農奴と領主との關係においてではなく封地を授受したる封主と封臣との關係においてであるが封建的法制度の徹底したイギリスに於ては特に農奴保有 *tenure in villanage* に至るまで法的色彩を以て紛飾されている。従つて、領主と農奴との關係を單なる權力關係による直接の生の強制とは見らずして法的な意味をもつ契約的、關係と見ることに於ても尙私は契約そのもの、階級的、あり方と權力關係を別にすれば法的形式による擬制を認めうるのではなからうか。蓋し、封建國家にあつては、階級的搾取における經濟外的強制は階級權力をジャステイファイした法的機構に整序されたものと見られる。⁽¹¹⁰⁾ 但し、此の場合近代社會に見られる如き人格的自由平等獨立を含む法的概念は全く身分的ヒエラルキーの機構の中に埋没されていることを前提としている。

(11) 上原專祿「封建制度研究に於ける一傾向」(「獨逸中世史研究」所收)

〃 「封建制度概念の多様性」(思想三〇八號)

(二) H. M. Cam, "The Decline and Fall of English Feudalism" (History, Dec. 1940. P. 216)

ドイツ法制史家の立場は増田四郎著「西洋中世世界の成立」一四三—一五〇頁に Roth, Watz, H. Brunner, Dungen, H. Mitters, F. F. Otto, A. Waas, O. Brunner. 等の外に G. v. Below, Dopsch の見解の紹介がある。

(三) 唯物史觀經濟學は専ら封建制度の特質を封建的生産様式に見出す。

(四) Maitland, The Constitutional History of England. pp. 143~4.

(五) Pollock and Maitland, History of English Law, vol. I. p. 67.

(六) Maitland, Constitutional History. pp. 23~24.

(七) 此の點に關してはアダムスの論駁があり、兩者の見解の對立は、矢口孝次郎著「イギリス政治經濟史」(初期王政と重商主義)九三—一〇七頁參照

(八) Cheshire, The Modern Law of Real Property, 4ed. p. 13.

なお、經濟史家は封建制度を法的契約關係と見らず、封建的主從關係を、原則として飽くまで自由人に對する臣從とし、身分的な隷屬でもなく、近代的契約關係でもなく、「忠誠において」結ばれる人格的依存關係であると見ている。

増田四著郎「西洋中世世界の成立」一六七頁

(九) レーニン、堀江譯「國家について」一一頁

(一〇) 同右 一八頁

(一一) 同右 二二頁

(一二) ソ連百科辭典版廣島譯「歴史唯物論」一一四頁以下

論 (一三) 我が國に於ける封建制度は人的臣從關係を中心としているといわれている。

(一四) 矢口孝次郎著「イギリス封建社會經濟史」三〇頁以下、

論 說

(一五) Leges Henrici, 82. § 3-6.

(一六) マグナ・カルタの歴史的意義については、今井登志喜著「英國社會史」八五—九〇頁

矢口孝次郎著「イギリス政治經濟史」一三—九〇頁

(一七) 勿論マナア内部に於ては政治的諸權利をばく奪されていた農奴は領主の恣意に對して泣く泣く服従していたが、それでも尙マナアの慣習は一應慣習法として農奴の權利を認め、後に見るコツピイホルダーに發展した。

(一八) 封建社會における公・私法の混淆については磯村哲「近代法における公・私法の分化」(私法第一卷五七頁以下)

(一九) 封建領主の恣意が農奴に對する收取關係を規定し、一定の規制がなかつたということを以て、領主の恣意的暴力のみに農奴の生殺權が握られていたとは考えられない。内容の不確定な賦役義務は領主權の内容を構成するもので、隸農即ち不自由民に對する土地を媒介とする代償である。

(二〇) 高橋幸八郎教授は、封建國家の特質を領主⇨封建的土地所有者と、農民⇨直接生産者の直接の支配⇨隸屬關係に見出され、農奴制ないし隸農制といった階級關係に基礎をおく封建國家の權力のあり方が經濟強制の形態の變化に對應するものとして次の三段階の形態を指摘される。(一) ヴィリカチオン体制(賦役労働拂代)の段階には農民の人格的不自由規定を通じてする領主の「恣意」が支配するが此の場合直接の鞭あるいは直接の暴力が一つの經濟外強制として現われる。(二) ヴィリカチオン体制が固定するか或はそれが純粹莊園の方に移行していくと收取⇨給付關係は慣習「法」又は契約によつて規制される關係即ち農民の人格に對してでなく土地を媒介とする(土地への緊縛)對物的な關係に推移し經濟外強制は直接の生の強力から法の形態をとる。(三) レーンズウエーゼン、政治的意味でのヒエラルキーが否定せられて中央集權化がなされる絶對王政の段階においては封建的土地所有は國家權力の法的確認において支えられて經濟外強制は國家權力のうちに昇華抽象化せられる。(一) 國家權力の諸段階」八四、八五頁)なお、中世の法制機構⇨國家形態は特殊封建的な「經濟外強制」の集約的表現

であり、その限りそれは封建的再生産の「媒介の契機」であつて單なる上部構造ではない。(一〇七頁) 此らの點に關しては尙「市民革命の構造」八四—五頁参照。

三

いま、具体的にイギリスにおいて封建制度が如何に確立されたかは後述するとして、こゝでは、一般的な意味での封建制度が、イギリスにおいて、いかにその理想を實現し、またいかに變形せしめられたかについて、若干の考察を試みよう。その根本的な特徴としてあげられるのは、第一に中央集權的性格であり、第二に土地保有形式—不動産法における封建法理の徹底である。

イギリス封建制度は大陸に見られるとは違つて、全ての自由人は、彼らの土地を保有している直接の領主の代りに、王に對して直接忠誠を誓うように義務づけられており、又ウイリアムは大きな領地司法權を樹立する代りに、直接彼に責任を負つた代官 (sheriff) を通じて國を治める、という方法によつて行政を組織し、中央集權的政治体制を整えた。然し乍ら、かゝる強力なる王政の確立は、一見相矛盾したる封建制度と並存することによつて、イギリス封建制度の特色を形成する。

地方分權的性格を以て、理想的封建制度とするメイトランドは、イギリスにおいて、理想的封建制度が發達しなかつた事情について、次の六つの理由をあげている。(一) 土地保有關係以外には、人と人との間に、政治的關係が存在しないということが法定せられていないこと。(二) 臣下がその直屬領主のために、戰爭に従事する義務が法定せられていないこと。(三) 土地保有によつて束縛せられていない者は、國王のために戰爭する必要がないということが法定せられていないこと。(四) 課税が封建化せられていないこと。(五) 司法權が完全には封建化せられていないこと。

論 說

(四) 國王裁判所 (Curia Regis) が封建的形態をとつたことがないこと。(一三) 此れらは元より、ノルマン征服によつてもたらされたところの矛盾する二つの要素、即ち中央集權に基く王の專制 (monarchic despotism) (一四) が極めて完成された。極めて理論的な。極めて包括的な封建制度 (a highly perfected, highly logical, widely embracing feudalism) (一五) に對する制約として考えられる。アダムスによれば、封建制度のもつ地方分權的傾向を重要視しない限り、その制度的方面のみに注目すれば、絶對王政と理論的封建制度との並存を妨げるものはないとして、イギリスにおける王政と封建制度の並存を説明している。(一六)

しからば、強力なる王政の確立と矛盾して、土地保有關係において、極めて封建的な法理が徹底したということは何なることであろうか。(一七) ノルマン征服以前に、既に社會經濟的に封建化の傾向が認められることは否定し得ないまでも、(一八) 征服時における領主的土地所有者は、ウイリアムの征服によつて實力的に土地を收奪せられ、(一九) ノルマンの從者間に分割されるよりもむしろ、彼を王として承認した全てのイギリス人に對して、(二〇) 征服の權利によつて一時的に歸屬した領土を、多額の金錢によつて買戻させるといふ再分配の方法をとり、(二一) ノルマン封建制度の理念の實現をはかつた。(二二) かくて、アングロサクソンの土地保有條件の複雑性と不規則性は、封建理論の單純な劃一性にとつて代つて、(二三) 民の土地としてのフォークランド (folkland) は王の所有となり、(二四) 全ての私有地も亦直接にか間接にか王のものであつた。(二五) かくて「眞の意味の土地所有者は王自身のみであり、一見所有者の如く見えて土地を使用し、耕作し、又は亂用し、放置し、他人を立入らしめない權利を有している人も亦直接にか間接にか王から土地を保有していたのである。」(二六) ノルマン時代における封建的土地保有關係についての根本資料は、かの有名なる「土地臺帳」(Domesday Book) (二七) であつて、その目的が「イングランド全般に賦課せられた一つの大直接税たる王の税金」(二八) デーニングルトの地方的割當についての正確なる記録」(二九) であり、租稅簿としての性格をもつ課稅資料であるとしても、此の記録のもつ社

會經濟史的意義^(一五)と共に、法制的封建關係を知る上に最も重要な意義をもつてゐる。即ちそれは租稅調査簿たる以上に、ウイリアムが封建的統治体制を樹立するにあつて、封建領主との諸關係を齊一的に記録したものであるから、その土地保有關係を知るうえにきわめて重要な資料を提供する。例えば、行政上の公の區劃である shire は認められ、^(一六)ても、村落共同体としての tyn, township は認められず、それは領主支配の行われる manor として記録された。また、王から直接に受封したる直接受封者 (tenant in chief) A は彼の土地の全部又は一部を B に授封し、B はまた C にとつて具合に封地の授受を連續して、そのピラミット型をなす階梯の基底にあつて恰もその土地の所有者のごとく見える、^(一七) tenant in demesne に至るまで寸土と雖も直接にか間接にか王からの受封關係にあつたのである。そして王と tenant in demesne との間にある中間領主 (mesne lord) の領主權は *seignories*、その課程は復封與 (subinfeudation) と稱され、メイトランドは同一の土地に入つての復封與のあるのを發見した。かくて、ドームズデイの調査はすべての社會關係を封建的土地保有 (feudal tenure) に還元して、封建的支配体制を整序しようとする意圖に貫かれ、かゝる原則は後に「土地にして領主なき土地はなし」(nulle terre sans seigneur) という封建的土地保有原則となつた。

次に、イギリスにおける封建的土地保有の原則として、土地封與に對する反對給付としての奉仕 (service) の義務が、ノルマン征服以後には一定して公法的性質をおびるに至り、一定の奉仕義務は身分を決定し、土地法が私法に非らずして公法化する要素をなした。これは、王と直接受封者 (tenant in chief) との間に殆んど大多數を占める軍役奉仕 (military service; knight service) によつて、明確に要求せられ、更にそれは復封與にも擴大せられて封建的土地保有理論は、封建的土地保有 (feudal tenure) と封建的奉仕 (feudal service) との相關として秩序化せられ、一切の封建的社會關係は此れによつて派生した。メイトランドは此れを大陸におけるそれと比較して、ドイツにおいては、封建的土地と非封建的土地が並存し、Landrecht = Common Land Law 及 Lehnrecht = Feudal Law の二つ

の異つた法律組織が存し、封建的支配の適用されない私有地 (allodium) が存在するが、イギリスにおいては、Landrecht と Lehnrecht の區別なく、一切の土地法は封建的土地保有によつて保有せられる土地に關する法律である。即ち、「イギリスの封建法は、單に軍事的封地を有する特殊階級の人々に對する法律ではなく、土地における諸權利の一般法である⁽¹⁷⁾」としている。而もかゝる土地保有と奉仕義務との双務關係は、イギリスにおいては特に強く法的合理化が徹底し、法形式的には契約的關係として双方に法的義務を課せしめた。勿論、兩者は近代社會における如き自由平等獨立の人格者として、自由なる意思に基いてなされ又解除される契約的結合ではなく、封建組織が法的制度として合理化せられ、法が至上命令的に觀念化せられたために、デーンゲルトの賦課、ドームズデイ調査及び巡廻裁判制等に見られる行政司法組織の中央集權化に伴つて、イングランド全土に汎つて統一して發達したコモローの支配は、封建國家体制の下に、階級支配の武器として、隅々まで法的組織が行きわたつて、土地保有關係は、それに基づく政治司法上の諸權利と共に身分を固定化し、私法の公法化がなされたと認められる⁽¹⁸⁾。

(一) Cheshire, The Modern Law of Real Property, p. 14.

(二) Maitland, The Constitutional History of England, pp. 61-63.

(三) Stubbs, Constitutional History of England, vol. I, p. 66.

(四) Adams, Origin of the English Constitution, p. 33.

(五) *ibid.*, p. 30.

(六) 高柳賢三教授はイギリス封建制の中央集權的色彩の特徴として次の五箇條をあげておられる。法學協會雜誌四五卷四號一—五—二八頁

(1) 國王と臣民との直接關係が、忠誠の誓 (Oath of fealty) によつて高調せられ封建思想が弱められたこと。

(2) 中間領主の私戦のために戦う法的義務を有せず、國王のために戦う義務があつたこと。

(3) 軍役保有以外の人も國王のために出兵する義務をもち、民兵制度(militia)として發達し豪族の勢力を制肘したこと。

(4) 租税制度が封建化せられず、國王は御料地よりの収入、封建的諸収入、裁判所よりの収入の外にデーングルトを課するのに封建諸侯の同意を要しなかつたこと。

(5) 征服以前の courts of shire や courts of hundred 等の封建的でない裁判所は保存せられ、此の外に封建的裁判所たる manorial court baron や hall-moot of customary court of the manor などが發達したがそれはマナー内部の民事事件に限られており、國王裁判所の發達及びヘンリー二世が採用した巡回裁判は司法的中央集權に貢献した。

(七) アングロサクソン時代における封建制度の形態或いは存否については論争がある。

矢口孝次郎著「イギリス封建社會經濟史」五〇頁

(八) W・リープクネヒト著、河西太一郎譯「土地問題論」五二頁

(九) Stenton, William the Conqueror, pp. 494—5. Cheshire, op. cit. p. 13.

(一〇) 王の直領については既にアングロサクソン時代にすべの folcland は王領 terra regis と認められていたため、王の直轄支配におくことは容易であつた。

(一一) Stubbs, Constitutional History, vol. I. pp. 232—3.

(一二) Pollock and Maitland, History of English Law, vol. II. p. 211.

(一三) Douglas, The Domesday Survey (History, Dec. 1936. pp. 249—257.)

(一四) Maitland, The Domesday Book and Beyond. pp. 3—4.

論 (一五) ドームズデイ・ブックの社會經濟史的意義については、矢口著、前掲書八五頁

(一六) 復封與は普通は四、五に限られていたが、エドワード一世時代に Roger of St. German なるものが、次の如き下封關係

で土地を保有していることがあげられている。すなわち

イングラント王→スコットランド王→Devorguil Balliol→Gilbert Neville→William le Boteler→Alan of Chartres→

Richard of Ilchester→Robert of Belford→Roger. (Pollock and Maitland, op. cit. I. p. 233)

(一七) Maitland, Const. Hist. p. 156.

Pollock and Maitland, op. cit. I. p. 235.

Holdsworth, Historical Introduction to the Land Law, pp. 21—22.

(一八) 社会経済史家はイギリス封建制度の中央集権的性格を、メロヴィング王朝期に該當するアングロサクソンの分立状態を十

一世紀の中葉までもちつづけ、大陸の完成した影響を、ノルマンコンクエストを契機に一舉に攝取したためと見る。

増田四郎著「西洋中世世界の成立」一六七—一六八頁

四

イギリスへの移住民族は、最初はイベリア人(紀元前三〇〇〇—二〇〇〇)であり、次にケルト人(紀元前二〇〇〇—
〇〇〇)であつた。その後、カエサルの征服(紀元前五五、五四)を受けてから約五百年間、紀元四一〇年頃までロ
ーマ帝國の支配下にあつた。ローマ帝國の没落によつて、ゲルマン族に屬するアングル族、サクソン族、ジュート
族が大陸から移住して、先住民たるケルト人に對してイギリス族を形成した。^(二)

カエサルのガリア戰記によると、イギリスがケルト人によつて占領されていた時の經濟生活は、海岸地方に於て
は、人々は村落に土着して耕作を營み人口も密であるが、内地においては尙、遊牧を營み、肉及び獸乳を主食とし毛
皮を衣としていた。^(三) 即ち此の時代は、野蕃(Wildheit) || 遊牧時代より未開(Barbarei) || 粗笨農業時代に入つて、
その牧畜と耕作農業の何れが主要産業であつたかは地方によつて異つており、氏族共產制度をとつていたと思われ

る。即ち當時のケルト社會においては、一般的には私的個人的土地所有は存在せず、集團的土地所有＝種族共同体的土地所有の形態であつた。

かゝるケルト人の社會に大革命をもたらしたのは、カエサルによるローマ人の征服であつた。マルクスによれば、ローマは古典的＝古代的（ギリシヤ・ローマ的）土地所有形態をとり、共同体的所有と私的所有との矛盾した二つの形態の存在を特徴とし、共同体的所有の一部が解体して私的所有が発生し、共同体としての財産は *ager publicus* として別箇に存在したのであるから、土地に對する私的財産權を認めており、イギリスにおいてローマ文明の影響を非常に重く見る人は、此の時よりイギリスの土地は私有化し、經濟的にも隷屬的となつた、というロマニストの見解の根據をなすものである。しかしながら、ローマ文明は、謂わば點と線とによる都市文明であるために、飛石の如く都市を建設しローマ化することに努めたとしても、農村については尙全面的に集團的土地所有形態が維持されたと考えられる。^(四)カエサルによれば、イギリスの土地が全く私有を許さなかつた理由としてあげているのは、土地に土着して軍事より平和を愛する事を恐れたと共に、私有財産制が人々に貪慾を刺戟して土地を兼併し、且つ部族内の平和を害することを恐れたためであるとしている。

かくて、ローマの政權が僅かに餘命を保つてゐる時に、大陸よりゲルマンの大民族移動が初つた。そして、ドイツにおけるゲルマン民族の社會制度を、その言語風俗生活と共にそつくりそのまま運んできた。ゲルマン民族は、自由と協同の精神をその信念としたが、タキタスの時代（五）において、土地が村落全体によつて耕作者の數に比例して占領され、その後血統による身分によつて分配されたというのは部落の共産的傾向を示すものである。再びマルクスによれば、^(六)ゲルマン的所有形態はその特質として、諸家族が共同体から分與された割替地を自己の農耕地としてもち、彼らは此の割替地の單なる占有者であつた。

然らば、かゝる共同体的土地所有形態が如何にして領主的支配制へ、又は氏族制度的自由身分關係が如何にして保護依存的身分關係へと推移したのであるか。此の過程は、一般史的に封建化的傾向を指すのであるが、軍役的土地保有制 (tenure by knight service) の確立を以て封建的体制の基本的要素とするラウンド、ステントンの如きはアングロサクソン時代に封建的という用語を用いることを避けているが、農業組織、耕作農民階級に対する領主制の發展、土地兼併の増大などは明らかに下部構造における封建化を物語るものであつて、アダムスの如きは、一〇六六年以前に固有の封建制度の本質が存在したと主張する。イギリスにおいては、ノルマン征服によつて土地保有理論を中心とした封建制度が法制的制度として確立したために一〇六六年を以て封建制度の起源と見る傾向が通説をなしているが、社會經濟史的立場からは、アングロサクソン時代における封建化の傾向は否定されない。然し、法的政治的上部構造においては、領主と農民との關係は、嚴密には封建的とは去い得なかつたし、又土地保有の條件があらゆる權力や義務の規定者ではなかつた。領主と臣民の契約も固定的でなく、契約の解消も不可能ではなかつた。

而もかゝる基礎構造の封建化の過程は一般史的には、人的組織より地域的組織への變遷、即ち一身上の自由及び政治上の權利が主要な觀念であつた状態から、これらのものが土地所有に從屬するものとなつた状態への變遷として述べることができる。即ち此の段階的推移を、(一) 血縁關係に基く種族共同社會、(二) 地域關係に基く村落共同社會、(三) 封建的土地保有に基く封建村落社會、に區分すれば、(一)においては純粹なる血縁を有する自由人が十分なる資格を有する政治上の單位であり、土地は民族の財産であつて、自由人はこれに對する持分の權利を持つておつた。次に(二)においては、土地の所有が完全なる自由を決定し、逆に自由なるが故に土地を所有したのではなかつた。而も完全なる自由人は一切の政治的關係において貴族と平等であつた。更に(三)においては、隸屬關係が支配的であつて、土地が一切の社會的關係の紐帶となつて領主權の成立を見るに至る。

イギリスにおいては此の過程に相應するのが、アングロサクソン時代の封建化の過程であるが、就中紀元九〇〇年から一〇六六年までの變化の中に認められる。しかしながら、イギリスにおける封建化は大陸の場合とは違つて、以上のごとき基礎社會の封建化とともに、他方において王權の強化が認められるのであり、此の點はやがて一〇六六年のノルマン征服によるウイリアム征服王のイギリス統一における王政の確立を援けた。かくの如く王政と封建化的傾向の並存という一見矛盾したる体制は、次に述べる領主權の成立の過程の中に把握されるのである。蓋し、土地保有關係は、領主と領民との關係を規律するものであるから、封建化の過程をマナーの成立という下部構造より考察することは社會經濟史の分野に譲つて、こゝではマックスウェバーによりつゝ、領主權を構成する三要素の中、土地保有關係の發展のみに眼を注ぎたい。

イギリスにおける土地支配的權力の成立は、アングロサクソン民族が侵入を終つて定住すると逆にデーン人の侵寇に對して防禦しなければならぬ立場におかれ、從來の如き農民による國民軍はその要求に應じきれず、身分的に優位していた *theng* という武士階級は、その地位を保證され經濟的支盤を與えられる必要のため、王或は教會、領主等が彼らに一定の土地を封與し、*theng* はマナーの領主の如く多數の村落を支配するようになった。しかしながら、この場合彼らの主君に對する軍役奉仕は土地保有の條件とされたものではなく、一身上の關係に歸因しているのであつて、*tenure* の理論のこゝとき封建關係の存在は認められない。而も武士階級殊に *theng* に對する土地封與は、教會或は世俗大領主の土地支配が前提となつており、元來は民族が慣習的に總有制に於て所有していた土地が、漸次に教會その他の權力者或は武士階級の手中に移つていたのである。此の過程を促進したのは教會の政策であつて、こゝにローマ法的觀念の影響が認められ、アングロサクソンの土地体制にとつては未知のローマ的土地權が導入されたと見られる。

説論

アングロサクソンの定住初期においては、農民は何れの領主にも服屬しておらず、耕作する土地は民族 (folk) の慣習法に支配されていた。即ち慣習的に保有され、耕作され、相續されておつて、かゝる土地が folkland であつた。その土地保有は個々の家族に分割されて行われ、また相續も個別的に行われたのであるが、たゞその保有、使用、收益、相續等に關しては folkright が支配し、更にそれらに關する争は folkmoot という人民代議會が決定した。folkright とは自由人の資格であつて、一般的に出生によつて得るところの特權と身分と義務との複合したものであつた。又 folkland を保有する者は、王に對して三種の義務 (trinoda necessitas) 即ち、軍役の義務、城塞修理の義務、橋の維持の義務があつた。^(一四)

尙、フオー克蘭島の性格に關しては種々論議がなされてきたが、^(一五) ヴイノグラドフによれば、それは "the land owned by the nation" 即ち ager publicus、又は "Gemeinsames Gut des ganzen Volkes" ^(一六) ではなくして、教會の承認によつて擁護され、自由讓渡と個人主義とを目的とする證書によつて個人的權利の下に保有するブツ克蘭ドとの對照に於てのみ存するといふ。"the holding of an individual which is governed by the ancient folkright and, therefore, subject to restrictions which tend to preserve it as a family estate" ^(一七) であつて、かゝるフオークライトによつて保有せる family estate は家族共同体を構成する個々人の利害を超越したものであつて、全イングラントに汎つて廣く分布し社會の基本的土地保有形態であつた。即ち、アングロサクソン社會の基礎細胞は、一種の同族的結合の共同体によつて構成される村落であつて、そこにおける土地所有形態は、かゝる共同体の構成要素をなすその成員即ち家族の所有する土地 (hivisc; hivscape; terra minus familiae) としてあらわれる。即ち、各家族は彼らの密集せる本來の村落地において、宅地並びに庭地を有し、村落地の周邊にある耕地の一部を分割保有し、更に耕地の外廓の未墾地において一定の使用權を有したが、かゝるものの總体を以て hide と稱する家族的所有形態をなし

た。勿論、こゝに於ける家族は一夫一婦制の単一家族ではなく、それ自体一つの世帯共同体をなす父家長制大家族で後の封建的なマナア内部の村落共同体に於ける個別家族とは異なる。このような生産手段としての土地形態は、農耕用として各家族に割當てられた耕地 (arable land) の周圍に未開墾地としての森林原野が存し、そのうち原野の一部は牧草地 (meadow) を形成、残餘は牧場 (pasture) を形成した。彼らは耕地の混淆 (Gemengelage der Acker) を特徴とする開放耕地制度 (open field system) をとり、二圃乃至三圃農法の集約的經營様式をとつた。

このようなアングロサクソン社會の村落共同体は、それ自体一個の自治組織を表わし、獨立自營的小規模農業生産を行う家族共同体は、その父家長たちをその代表者として集會に出席せしめ自治的政治組織を形成した。かくてその後、領主權の擡頭によつて一端解体した自治組織は、再び領主權の下に再組織せられて、「領主の恣意」にも拘らず、土地所有權をして近代的ブルジョア的私有財産權にまで到らしめず、マナア内部の村落共同体の組織において隷屬農民に有利に作用した「マナア内部の慣習」に傳統的に連つているところのハイド的土地所有者の集りとしての Folk-moot の役割があつた。更にフォークランドは單に自由人の家族的土地保有形態であるのみでなく、王のフォークランドが廣範圍に汎つて存在し、王領 (Royal demesne) を形成したが、當時は國王としての王に屬するものと、個人としての王に屬するものとの間に載然たる區別がなかつた。従つて、王が王領を處分せんとするときは、僧俗貴族の集會たる Witenagemoot の同意を要した。

かくて、フォークランドがアングロサクソンの民族的慣習法に基く本來の土地保有形態であり、血族共同体の外部に讓渡せられ得なかつたのに對して、ブックランドは主として王の付與する證書即ち特許狀 (Dcc; book) によつて保有し、folkright の支配を受けず、trinoda necessitas の國民的義務負擔を免かれて、土地上の特權即ち土地の相續遺贈讓渡等に関する個人の自由が認められた。かくる個人的權利を認める土地保有形態は教會を通じてのローマ法の

影響によるものであり、教會に對する王のフォークランド即ち王領の寄進による教會領に始まり、その後フォークランドのブツクランド化は一般的傾向となつて、王自身のための *booking* を初め、武士階級 *thegn* の軍事的功勞に對する報酬としての土地の讓渡にもブツクランドを與えるようになった。^(三) かくて、ブツクランドの出現を以て、イングランドにおける封建的土地保有の成立と見るかどうかはまた論議のあるところであるが、少くとも法的意味における封建關係は認められない。

此處において、私的領有地の領主と見られる *thegn*; *thane* は自己の領地に、直營地 (*demesne land*) としての *inland* と、農民保有地 (*land in villinage*) としての *werland* を有し、後者に於て、隸屬農民 (*sebur*) は彼ら自身の土地を耕作しつゝ同時に、三圃農法 (*three-field system*) による各農地の夫々に彼らの保有する地條と混在する領主の *inland* を耕作するために、一週に二日乃至三日間を提供した。こゝに於て、封建地代の最も基本的な形態たる勞働地代を發見することが出來、かゝる意味で、封建的賦役 (*feudal labour services*) を提供する土地として、土地保有形態の基礎構造に於ける封建化が見られるのである。^(四) しかしながら、法的意味における封建制は土地が *feudum* として保有せしめられ、その反對給付としての奉仕義務を法的に負わしめられるという法的な封建的關係は認められないが、領主裁判權の確立と領主の農奴使役という基本的關係に於ては、*thegn* を以て封建的領主の性格を認めてもよいであろう。そして、封建關係を封土の性格に求めれば、それはむしろ次に出現する *laenland* に *feudum* の萌芽を認め得る。

アングロサクソン時代において、次に出現した土地保有形態は *laenland* であつた。ブツクランドの形態において土地を所有する大領主及び教會は、自己の家臣に對する報賞として土地を讓與する場合、ブツクランドの形態によれば土地上の完全なる支配權を讓與せねばならなかつたので、レーンランドの形態において、即ち教會に對する何らか

の奉仕を條件として一定期限即ち約三代に汎つて土地を貸與して保有せしめる形態が出現した。^(三三) かゝる *feudum* に近い *レインランド* を以て封建的土地保有の先驅的形態とし、*ブツクランド* より一層封建化の過程を進めたものと考えられる。そして、かゝる *レインランド* を創設する必要は大土地所有者としての教會領地において特に強く、彼らの土地所有が聖なる目的を有したために、自由なる處分が禁止せられ、世俗の人々の奉仕を必要としたから、此に對する物的保證を要したためであつた。尙また軍役によつて教會から一定條件の下に保有する *theignland* も存在した。かくの如く、*ノルマン* 時代における法制的な *tenure* に近い條件的土地保有の發生を *レインランド* に認め得るであらう。^(三四)

一方、*ブツクランド* の創設に當つては、王は *Witenagemoot* の同意を要したが、*ブツキング* が廣く行われるに伴つて、王權の強化が著しく、*フオークランド* は王の私有地の如く思われ、その處分に際しても *Witenagemoot* の同意を要しなくなり、征服後は財産沒收 (*forfeiture*) によつて王室 (*Crown*) に歸したものを含めて、王領 (*Terra Regis*) として *ドームズデイ* に記録された。^(三五)

(一) 今井登志喜著「英國社會史」第二章乃至第五章。A・モロー、水野、淺野、和田譯「英國史」第二章乃至第六章。

(二) 近山譯カエサル「ガリア戰記」二二六頁

(三) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」大月版マルエン選集九卷二二九頁

(四) ローマ文明の影響を強く見る *ロマニステン* は *Fustel de Coulanges* 及び *F. Seeborn* を以て代表され、*マナア* の原型を *ローマの *Villa* に求め、自由にして獨立せる村落共同体を認めず、既に領主の下に隸屬せる村落團體とする。此に對して Vinogradoff はイギリス中世農村における自治共同的要素を開放耕地制度 (open-field system) 持分制度 (shareholding arrangement)、強制的輪裁 (compulsory rotation of crops) 等に見出されると主張し、*ゲルマニステン* の牙城を築いた。此は Maurer, Maine, Stubbs 等のマルク理論の影響を受けて發展したもので原始的な土地總有 (Gemeineigentum) の普遍性を主張するものである。此の論争は莊園制の起源に關するものである。*

論 說

矢口孝次郎著「イギリス封建社會經濟史」一五四—一九三頁

十入交好修著「封建社會の構造」一四八—一五三頁

(五) 田中、泉井共譯、タキトウス「ゲルマニア」。なおエンゲルス「古代ゲルマン人の歴史によせて」(大月版マルエン選集十卷一六八—二四五頁)にはカエサル、タキタス時代の歴史的素描がある。

(六) マルクス「資本主義的生産に先行する諸形態」大月版マルエン選集九卷二三二頁。

(七) J. H. Round, The Introduction of Knight Service into England, pp. 225—314.
F. M. Senton, The First Century of English Feudalism, p. 122.

(八) Adams, Origin of the English Constitution, p. 50.

(九) 田中正義「封建的土地所有形態の成立過程」(社會構成史体系所収)にはイギリスにおいてノルマン征服以前に土地所有形態が漸次封建化する過程を社會經濟史的立場から詳しく分析され、豊富な文献をあげてある。

(一〇) 小松芳喬「英國封建制の成立」(土屋編「封建社會の構造分析」所収)

(一一) Stubbs, Constitutional History of England, vol. I, pp. 181—185.

三段階に区分せるは矢口孝次郎著「イギリス封建社會經濟史」五三頁。

(一二) ヴィノグラドフは封建化の過程をマナーの成立という方向から考察して、社會政治的原因、軍事上の原因、經濟上の原因について説明している。

Vinogradoff, Growth of the Monar. pp. 212—235.

(一三) マックスウェーバーは領主權を構成する三要素として次のものを擧げている。

(一) 土地所有 Bodenbesitz — 土地支配的權力 grundherrliche Gewalt.

(二) 人間の所有 Menschenbesitz — 奴隸制度 Sklaverei

③ 政治的諸權利（殊に司法權）の所有 Appropriation politisches Rechte

M・ウエーナー 黑正譯「社會經濟史原論」一三六頁

(一四) Maitland, Domesday Book and Beyond, p. 240; pp. 270—4.

(一五) ノーランドの性格に關する論争については矢口、前掲書七三一—四頁。

ノーランドを國民の總有財産とするAllenの説に從ふものとして J. M. Kemble, H. Hallam, W. Stubbs, E. A. Freeman,

J. R. Green, B. Thorpe, Ch. I. Elton, H. C. Lodge, E. Pollock, J. Earle, Reinhold Schmid, Konrad Maurer, F. V.

Gneist, G. Waitz, R. Sohn, H. Brunner, R. Schröder, M. M. Kovalevskii 等があり、マイングラムの批判の對象とな

した。

P. Vinogradoff, 'Folkland,' (in Collected Papers vol. I. p. 91.)

しかしながら、その後 Turner, Jolliffe によつて再びノーランドを以て國民の所有する土地、または舊王領 (ancient demesne) と考えられ、(Allen)の説へ復歸する傾向を示したが、プラックネットは此らの批判にも揭らずマイングラムの見解は正當であるとして居る。

Plucknett, Bookland and Folkland, (Econ Hist. Rev. Oct. 1935. pp. 64—72)

Plucknett, A Concise History of the Common Law, pp. 462—463.

(一六) H・タノー、藤澤譯世界經濟史大系二卷三七五頁

(一七) Vinogradoff, Collected Papers, vol. I. p. 103.

(一八) 小松芳喬著「封建英國とその崩壞過程」五五—六八頁

論 說
Vinogradoff, Growth of the Manor, p. 174.

Vinogradoff, English Society in the Eleventh Century, p. 278.

説
論

(一九) 田中正義、前掲書、九六頁

(二〇) 同書、九九—一〇〇頁

Pollock and Maitland, *History of English Law*, vol. I. p. 518.

Vinogradoff, *Collected Papers*, vol. I. p. 106.

(二一) Vinogradoff, *Das Buchland* in *Collected Papers*, vol. I. pp. 168—191.

(二二) ブックランドの下部構造に見られる封建的性格については田中、前掲書一二三頁以下。

矢口氏はブックランドの創出は漸次土地支配の個別化を生じつつあったが、それはまだ封建的土地保有ではなく、獨立した土地所有の移轉と考えられる。矢口、前掲書七四頁

(二三) *laenland* の *laen* は *loan* の意味で、土地保有條件としては金銭でか、現物でか、労働でか、通常三つのものの全てで支拂われた。此の形態は全土に汎つて普及し、レーンランドのテナントの範圍は小屋住農 (*cottier*) よりも低いものから富農に至るまでを含んでいた。Pollok, *Land Laws*, pp. 28—30.

(二四) Holdsworth, *History of English Law*, vol. II. p. 71.

(二五) Maitland, *Domesday Book and Beyond*, p. 232.

Pollock, *Land Laws*, p. 37.

(未完)